

神戸市犯罪被害者等生活資金交付要綱

平成 30 年 7 月 1 日危機管理監決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）及び神戸市犯罪被害者等支援条例（平成 25 年条例第 68 号。以下「条例」という。）第 4 条に基づき、犯罪被害者等に対する一時的な生活資金（支援金及び家事援助費・一時保育費・教育関係費・緊急転居費・家賃・就労準備金・配食サービス費・住居復旧及び防犯対策費・一時避難に係る費用・裁判手続に係る交通費の助成金）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害　犯罪行為による死亡、重傷病（療養に 1 月以上の期間を要する傷害又は疾病をいう。以下同じ。）又は性犯罪（刑法第 176 条から第 179 条まで、第 181 条又は第 241 条に規定する犯罪をいう。以下同じ。）を受けることをいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者　犯罪行為により犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 市民　本市において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により記録されている者。または、本市に居所を有している者をいう。
- (5) 遺族　犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - ア　犯罪被害者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ）
 - イ　犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(支援金の種類及び額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 500,000 円

ただし、既に次の各号に規定する重傷病支援金又は性犯罪被害支援金の支給を受けた者が当該犯罪行為に起因して死亡した場合にあっては 350,000 円

- (2) 重傷病支援金 150,000 円

- (3) 性犯罪被害支援金 150,000 円

(支援金の支給対象者等)

第4条 支援金の支給を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族支援金 当該支援金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ア 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族である者のうち、第2項に定める第1順位の遺族となる者

イ 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族である市民のうち、第2項に定める第1順位の遺族となる者

(2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者で当該犯罪発生時に市民であった者

(3) 性犯罪被害支援金 性犯罪を受けた犯罪被害者で当該犯罪発生時に市民であった者

2 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第2条第1項第5号の順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。

3 性犯罪を受け、当該性犯罪により重傷病を負った者に対して支給する支援金は、重傷病支援金又は性犯罪被害支援金のいずれかとする。

(家事援助費の助成)

第5条 犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等が家事援助サービス（以下「ヘルパー等」という。）を利用する場合は、その費用を助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、その費用の実費額とし、1時間当たり3,000円を限度とする。

3 家事援助に要する費用の助成は1時間を単位とし、当該時間の合計は25時間以内とする。

(家事援助費の助成の範囲)

第6条 家事援助に要する費用の助成を受けることができるサービスの内容は、次に掲げるものとする。

(1) 調理

(2) 衣類の洗濯

(3) 住宅の掃除及び整理整頓

(4) 生活必需品の買い物

(5) 通院等の介助

(6) その他必要な家事援助

2 前項各号に掲げるサービスは、家事援助に係るサービスを提供する事業者が派遣するヘルパー等により、犯罪被害者等の居宅において実施されるものとする。ただし、前項第4

号及び第5号に掲げるサービスについてはこの限りではない。

(家事援助費の助成対象者)

第7条 家事援助に要する費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、家事援助に要する費用を負担する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により、死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していた者
- (2) 犯罪行為により、重傷病を負った又は性犯罪を受けた犯罪被害者である市民
- (3) 犯罪行為により、重傷病を負った又は性被害を受けた犯罪被害者である市民と当該犯罪発生時に同居していた者で、助成に係る期間において同居している者

(一時保育費の助成)

第8条 犯罪被害により、扶養する就学前の子の家庭での保育が困難となった犯罪被害者等が、一時保育（一時的な預かり保育をいう。以下同じ。）を利用する場合は、その費用を助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、その費用の実費額とし、1日当たり3,000円に一時保育を利用した子どもの人数を乗じて得た額を限度とし、5日以内とする。

(一時保育費の助成対象者)

第9条 一時保育に要する費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第7条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 当該犯罪被害者の就学前の子を監護する者

(教育関係費の助成)

第10条 犯罪被害により扶養する学齢期の就学中の子の通学が困難となった犯罪被害者等が、教育関係費（家庭で行う教育サービスや学校への送迎を含む。以下同じ。）を負担する場合は、その費用を助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、その費用の実費額とし、子1人あたり50,000円を限度とする。

(教育関係費の助成対象者)

第11条 教育関係費に要する費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第7条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 当該犯罪被害者の学齢期の就学中の子を監護する者

(緊急転居費及び転居後の家賃の助成)

- 第 12 条 犯罪被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が、新たな住居へ転居するために要する費用（以下「緊急転居費」という。）を助成し、また、転居後の家賃を助成（以下「家賃助成」という。）するものとする。
- 2 前項に定める従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者
 - (2) 犯罪行為により住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなった者
 - (3) 条例第 2 条第 5 号の規定による二次的被害を受けた者
 - (4) 本要綱に基づく緊急転居費の助成を受けたのち、転居先で条例第 2 条第 5 号の規定による二次的被害により、再び転居が必要となった者
- 3 緊急転居費の助成は一事件につき 2 回まで受けられるものとし、助成額は 1 回当たり 200,000 円を限度とする。
- 4 家賃助成の額は、その費用の実費額とし、1 月あたり 30,000 円を限度とし、助成期間は、1 年以内とする。
- 5 家賃助成は一事件につき 1 回とする。

(緊急転居費の助成及び家賃助成対象者)

- 第 13 条 緊急転居に要する費用の助成及び家賃助成を受けることができる犯罪被害者等は、前条第 2 項各号のいずれかに該当する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していた者
 - (2) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していた市民
 - (3) 犯罪行為により重傷病を負った又は性犯罪を受けた犯罪被害者で当該犯罪発生時に市民であった者

(就労準備金の助成)

- 第 14 条 犯罪被害を受けたことにより転職または新たに就職する必要が生じたと認められる犯罪被害者等が、就労するために必要な資格等の取得に要する費用（以下「就労準備金」という。）を助成するものとする。
- 2 前項に定める転職または新たに就職する必要が生じたと認められる犯罪被害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 犯罪行為により重傷病を負った又は性犯罪を受けたために、身体的、精神的被害によって当該犯罪発生時に就労していた職を転職しなければならなくなった者
 - (2) 犯罪行為により、主たる生計維持者が死亡、重傷病を負った又は性犯罪を受けたため

に、就労できなくなったことにより、当該犯罪被害者に代わって生計を維持するために転職又は就職する者

3 就労準備金の助成の額は、その費用の実費額とし、1人あたり 100,000 円を限度とする。

(就労準備金の助成対象者)

第 15 条 就労準備金の助成を受けることができる犯罪被害者等は、前条第 2 項各号のいずれかに該当する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により重傷病を負った又は性犯罪を受けた犯罪被害者である市民
- (2) 犯罪行為により死亡、重傷病を負った又は性犯罪を受けた犯罪被害者である市民の配偶者又は扶養義務者であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と生計を一にしていた者
- (3) 犯罪行為により死亡、重傷病を負った又は性犯罪を受けた犯罪被害者の配偶者又は扶養義務者であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と生計を一にしていた市民
- (4) 犯罪被害者の 2 親等内の親族であって、前 3 号に該当する者を扶養する者

(配食サービス費の助成)

第 16 条 犯罪被害により、プライバシーの侵害その他犯罪被害に係る二次的被害のおそれのため、外出が難しい犯罪被害者等が、配食サービスを利用する場合に、その費用の一部を助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、1日1人当たり 1,000 円を限度とする。
3 配食サービスに係る費用の助成は1日を単位とし、30 日以内を限度とする。

(配食サービス費の内容)

第 17 条 配食サービスの内容は、次の各号に掲げる内容とし、原則として対象者の居宅において配食サービスを提供するものに限る。

- (1) 1 日につき 1 回の食事を、第 18 条に規定する対象者の居宅へ配達する。
- (2) 配食については、昼食及び夕食のいずれかを対象とする。
- (3) 配達する食事の数は、対象となる犯罪被害者等の人数を上限とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

(配食サービス費の助成の対象者)

第 18 条 配食サービスに要する費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、配食サービスに要する費用を負担する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により、死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していた者
- (2) 犯罪行為により、重傷病を負った又は性犯罪を受けた犯罪被害者である市民
- (3) 犯罪行為により、重傷病を負った又は性犯罪を受けた犯罪被害者である市民と当該犯罪発生時に同居していた者で、助成に係る期間において同居している者

(住居復旧及び防犯対策費の助成)

第 19 条 自宅が犯罪の現場となった場合に、被害を受けた住居の復旧にかかる費用や、防犯対策にかかる費用を助成するものとする。

2 前項の規定による助成の額は、その費用の実費額とし、1 件あたり 300,000 円を限度とする。

(住居復旧及び防犯対策費の助成対象者)

第 20 条 住居復旧及び防犯対策費に要する費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により、死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していた者
- (2) 犯罪行為により、重傷病を負った又は性犯罪を受けた犯罪被害者である市民

(一時避難に係る費用の助成)

第 21 条 犯罪被害を受けたことにより一時避難が必要となったと認められる犯罪被害者等が、一時避難による施設利用に係る費用の一部を助成する。

2 前項の規定による助成の額は、1 人 1 泊あたり 7,000 円を限度とし、最大 7 泊までとする。

(一時避難に係る費用の助成対象者)

第 22 条 一時避難場所に係る費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、兵庫県警察本部が実施する一時避難の施設使用にかかる経費の一部補助制度の利用者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により、死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって、当該犯罪発生時に当該犯罪被害者と同居していた者
- (2) 犯罪行為により、重傷病を負った又は性犯罪を受けた犯罪被害者である市民
- (3) 犯罪行為により、重傷病を負った又は性犯罪を受けた犯罪被害者である市民と当該犯罪発生時に同居していた者で、助成に係る期間において同居している者

(裁判手続に係る交通費の助成)

第 23 条 犯罪被害を受けたことにより裁判手続が必要となったと認められる犯罪被害者等が、裁判期日に裁判に出席（傍聴含む。）する場合に係る交通費を助成する。

2 前項の規定による助成の額は、一の犯罪被害に係る刑事被告事件手続及び民事訴訟手続につき、各 100,000 円を限度とする。

(裁判手続に係る交通費の助成対象者)

第 24 条 裁判手続に係る交通費の助成を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号の

いずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族
- (2) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族である市民
- (3) 犯罪行為により、重傷病を負った又は性犯罪を受けた犯罪被害者である市民
- (4) 犯罪行為により、重傷病を負った又は性犯罪を受けた犯罪被害者である市民と当該犯罪発生時に同居していた者で、助成に係る期間において同居している者

(生活資金の交付申請)

第 25 条 この要綱に規定する生活資金の交付を受けようとする犯罪被害者等は、神戸市犯罪被害者等生活資金（支援金）交付申請書（様式第 1 号）又は神戸市犯罪被害者等生活資金（家事援助費・一時保育費・教育関係費・緊急転居費・家賃・就労準備金・配食サービス費・住居復旧及び防犯対策費・一時避難に係る費用・裁判手続に係る交通費の助成金）交付申請書（様式第 2 号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族支援金

- ア 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の犯罪行為により死亡した者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- イ 申請者である遺族の住民票の写し、または、本市に居所を有していることを証する書類の写し
- ウ 申請者である遺族と犯罪行為により死亡した者との続柄に関する戸籍の謄本その他証明書
- エ 申請者である遺族が犯罪行為により死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(2) 重傷病支援金及び性犯罪被害支援金

- ア 重傷病を負った犯罪被害者等にあっては、犯罪行為により重傷病となった日、治療に要する期間及び重傷病の状態に関する医師の診断書
- イ 支給を受けようとする申請者の住民票の写し、または、本市に居所を有していることを証する書類の写し

(3) 家事援助費・一時保育費・教育関係費・緊急転居費・家賃・就労準備金の助成金・配食サービス費・住居復旧及び防犯対策費・一時避難に係る費用・裁判手続に係る交通費

- ア 支払費用を証する領収証その他の支払費用の内容を証明することができる書類
- イ 第 1 号又は第 2 号に掲げる書類のうち、それぞれの申請に必要となる書類

(交付の制限)

第 26 条 市長は、次の各号に掲げる場合は、この要綱に規定する交付を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者（この要綱に規定する生活資金の支給を受けるべき者であって 18 歳未満であった者を除く。）又は第 1 順位遺族（18 歳以上であった者（第 1 順位遺族が 2 人以

上ある場合にあっては、その全てが 18 歳以上であったときのいずれかの者) に限る。) と加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)があるとき。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条第 2 項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第 10 条の規定による命令が発せられている場合、または、犯罪被害を受けた当時、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合については、この限りでない。

- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 本市において住民基本台帳法により記録されていない者であって、本市に居所を有する者が、住民基本台帳法により記録されている都道府県及び市町村等から、この要綱に規定する生活資金のうち、本市から受けようとする生活資金と同種の生活資金の交付を受けられるとき。
- (4) 市長が必要と認めるとき。

(交付申請の期限)

第 27 条 第 25 条の規定による申請(裁判手続に係る交通費の助成金に係る交付申請を除く。)は、支援金の支給対象者又は助成金の交付対象者が犯罪行為による死亡、重傷病又は性犯罪の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は性犯罪が発生した日から 7 年が経過したときは行うことができない。

- 2 第 23 条の規定による裁判手続に係る交通費の助成を受けようとする犯罪被害者等は、裁判期日から、裁判によって訴訟手続が終了する場合においてはその裁判があった日の翌日から 30 日を経過する日までの期間内に、裁判によらないで訴訟手続が終了する場合においてはその終了した日の翌日から 30 日を経過する日までの期間内に申請することができる。

(交付決定等)

第 28 条 市長は、第 25 条の規定による申請があったときは、申請者から犯罪被害のため日常生活の支援が必要となった状況等について調査等を実施する。この場合において、市長は、申請書の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会等を実施できるものとする。

- 2 市長は、交付について、神戸市犯罪被害者等生活資金(支援金及び家事援助費・一時保育費・教育関係費・緊急転居費・家賃・就労準備金・配食サービス費・住居復旧及び防犯対策費・一時避難に係る費用・裁判手続に係る交通費の助成金)交付(不交付)決定通知書(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 29 条 市長は、神戸市犯罪被害者等生活資金を交付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

(生活資金の返還)

第30条 前条の場合において、既に神戸市犯罪被害者等生活資金が交付されているときは、市長は、当該神戸市犯罪被害者等生活資金を、期限を定めて返還させるものとする。

(その他)

第31条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月19日から施行し、平成25年4月1日以降に発生した犯罪被害について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前日において既に支援金及び助成金の支給を受けている者は、施行日以後に、この要綱の規定を適用しない。

ただし、緊急転居費の助成については、1回目の支給のみを受けている場合、2回目の申請を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。